

## ○市町立学校施設の整備に対する国庫負担制度等の概要

各市町が行う小・中学校の整備に関しては、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、学校施設の耐震性の確保や昭和 40 年代後半から大量に建設された学校施設の老朽化への対応に加え、教育活動拠点としての高機能かつ多機能な施設環境、地域との連携、環境との共生、バリアフリー化などの質的整備を実施し、子どもたちが充実した学校活動を存分に展開できる施設整備を目指しています。

県では、学校設置者である市町に対して、国の学校施設環境改善交付金制度などの地方財政支援措置の活用に関する指導・助言を行っています。

- ◇ 国庫負担制度等の詳細については、文部科学省施設助成課のホームページを参照して下さい。 → [施設助成課HP](#) (別窓で開きます。)

近年、少子化による児童生徒数の減少、市町合併などにより学校の統廃合が行われ、廃校となった施設の有効活用が求められています。各地方公共団体において活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等について情報しています。

- ◇ 活用用途募集廃校施設等については、文部科学省施設助成課のホームページを参照して下さい。 → [施設助成課HP](#) (別窓で開きます。)